

社会教育実習の受け入れについて

1 趣旨

将来社会教育主事として自治体での勤務を希望する学生を対象に、社会教育実習を行います。

2 対象

- (1) 将来社会教育主事として勤務することを希望する者
- (2) 社会教育主事養成課程を履修中、もしくは履修済である者
- (3) 原則として、さいたま市に在住・在学する者。

3 予定実習期間

令和6年10月上旬から12月上旬（日程は調整の上決定します）

4 申込方法

社会教育実習申込書に必要事項を記入のうえ、実習希望者が直接提出先へ提出してください。提出の際に担当者が簡単な面接を行いますので、必ず事前に電話予約をしてください。

5 申込締切

令和6年7月26日（金）

6 受入れの連絡

実習の受入れ可否について、令和6年8月中旬までに希望者宛にメールで連絡します。8月中にメールが届かない場合は、問合せ先へ電話で確認してください。

7 その他

- ① 実習日程は、実習生の意向に配慮し決定します。
- ② 実習の受け入れ確定後、所属する大学からさいたま市教育委員会教育長宛てに速やかに依頼文書等を提出してください。
- ③ 実習生は、必ず自身で実習期間中に発生する事故等に関する保険（傷害保険や賠償責任保険）に加入のうえ参加してください。
- ④ 実習中に事故等が発生した場合、本人及び所属大学がその責を負うものとします。
- ⑤ 実習中の髪型や服装は、市民の方等に対応する可能性を踏まえ、常識的なものとしてください。
- ⑥ 実習中に実習生として相応しくない行為があった場合や実習の継続が困難な事由が生じた場合は、当該実習生の実習を中止する場合があります。

8 書類提出先及び問い合わせ先

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ7階
生涯学習総合センター 事業・企画係

Tel 048-643-5651

Fax 048-648-1860

E-mail shogai-gakushu-sogo@city.saitama.lg.jp